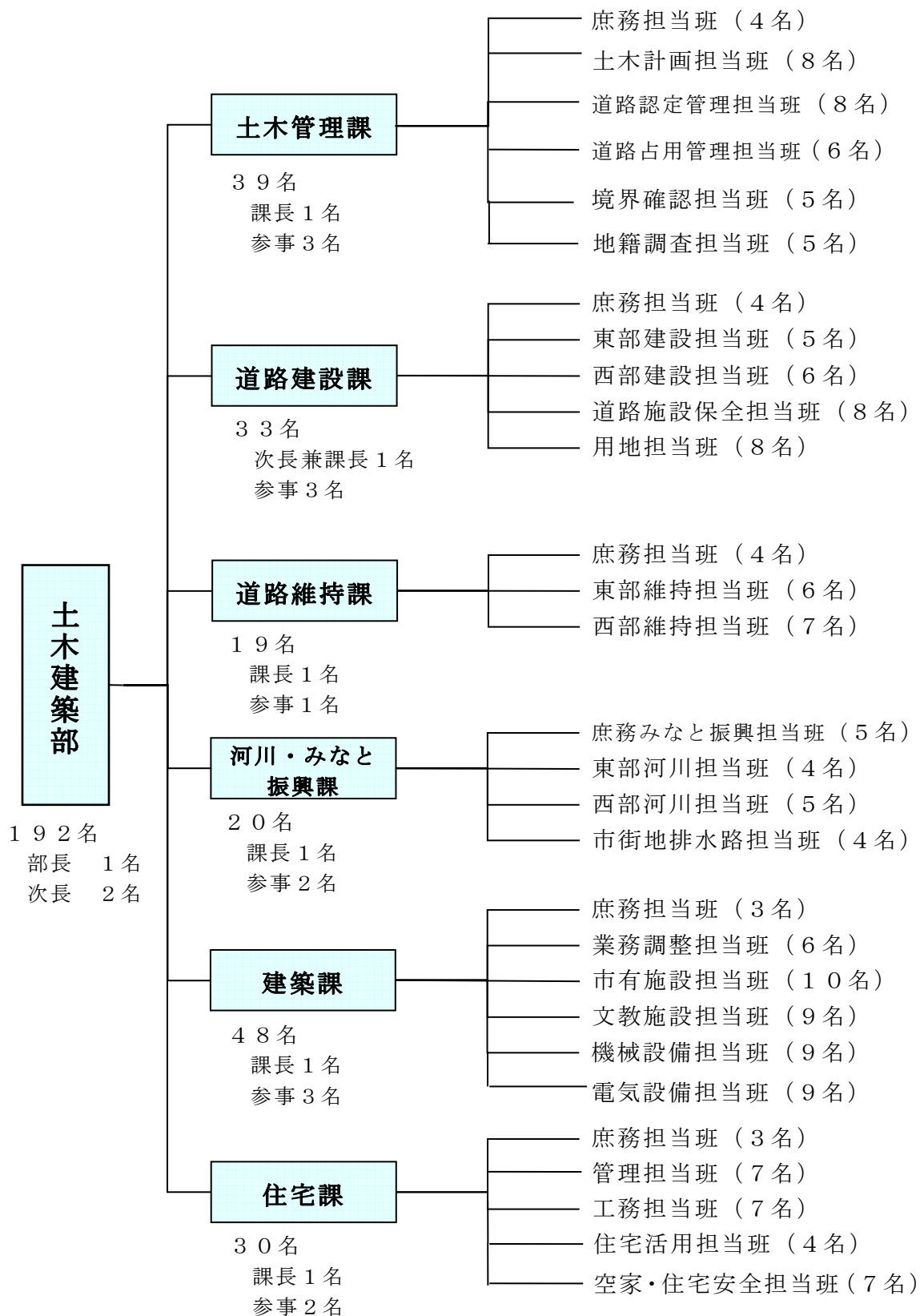


第Ⅰ部 組織及び事務分掌

1. 土木建築部の組織・機構図

令和 7 年 7 月 1 日現在



2. 事務分掌

部	事務分掌
土木管理課	1. 部内事務の連絡調整に関する事。 2. 入札及び契約に関する事（工事等に係るものを除く。）。 3. 道路、橋りょう、交通安全施設等（以下「道路施設等」という。）に係る施策の総合調整、調査、企画及び立案に関する事。 4. 市道の認定、廃止及び区域変更並びに里道等の廃止、道路管理者以外の者の行う工事の承認に関する事。 5. 市道、里道等の占用許可に関する事。 6. 市道、里道等の境界確認等に関する事。 7. 地籍調査に関する事。
道路建設課	1. 道路施設等の新設及び改良に関する事。 2. 道路施設等の新設及び改良に伴う用地取得に関する事。 3. 道路施設等の予防保全に関する事。
道路維持課	1. 道路施設等の維持修繕等に関する事。 2. 道路施設等の災害復旧事業に関する事。 3. 認定外道路の維持修繕に関する事。 4. 失対引退者団体委託援助事業（任意就業事業）に関する事。 5. 街路樹の維持管理に関する事。
河川・みなと振興課	1. 河川、都市下水路及び水路（排水路を含む。以下同じ。）の調査、企画及び立案に関する事。 2. 河川、都市下水路及び水路の新設及び改良に伴う用地取得に関する事。 3. 河川、都市下水路及び水路の新設、改良及び維持管理に関する事。 4. 河川、都市下水路及び水路の災害復旧事業に関する事。 5. 河川及び都市下水路の指定、認定、廃止及び区域変更に関する事。 6. 河川、都市下水路、水路等の占用許可に関する事。 7. 港の振興に関する事。 8. 水防に関する事。 9. 砂防、地滑り及び急傾斜地崩壊防止事業に関する事。 10. 親水事業に関する事。

部	事務分掌
建築課	1. 市有建物の新築、増改移築及び営繕に関すること。 2. 文教施設の建設及び営繕に関すること。
住宅課	1. 市営住宅、特定公共賃貸住宅及び地域特別賃貸住宅の新築、増改築、維持、管理及び処分に関すること。 2. 市営住宅、特定公共賃貸住宅及び地域特別賃貸住宅の入退居者及び家賃等に関すること。 3. 従前居住者用賃貸住宅の増改築、維持、管理及び処分並びに入退居者及び家賃等に関すること。 4. 特定優良賃貸住宅に関すること。 5. 改良地区内における建築物の新築の許可等に関すること。 6. 住宅新築資金等貸付に関すること。 7. 空家等対策に関すること。